

様式第11号(第11条関係)

一般廃棄物処分業許可証

久喜衛指令 第 1 号

住 所 さいたま市見沼区大字片柳1045番地の1  
氏 名 株式会社ショーモン  
代表取締役 松澤 敏也

久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例第15条第2項の規定により、下記のとおり許可する。

令和7年9月17日

久喜宮代衛生組合  
管理者 梅田 修



記

営業所の所在地及び名称	埼玉県久喜市河原井町26番及び27番 (ミッションランド)
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物 (ただし、久喜宮代衛生組合が指定する適正処理困難物に限る)
処分(最終処分を除く。)又は最終処分の区別	焼却処分 破砕処分
処理施設の所在地、種類及び処理能力	埼玉県久喜市河原井町26番及び27番 (ミッションランド) ・焼却施設 (連続燃焼式キルン&ストーカ炉) 80.00トン/日 (24時間) ・焼却施設 (連続燃焼式ストーカ炉) 80.00トン/日 (24時間) ・破砕施設 (二軸破砕処理) 39.50トン/日 (10時間)
許可有効期間	自 令和7年10月 1日 至 令和9年 9月30日
許可の条件	受入開始前までに、対象品目の受入価格表を久喜宮代衛生組合に提出すること。